

話を聞いてほしい

どうしたらいいかわからない…

誰かに相談したい

ん？おかしいな

こんなときは、まずご相談ください

南あわじ市障害者権利擁護センター

〒656-0474 南あわじ市市345番地1(南あわじ市社会福祉協議会内)
TEL. 0799-42-4820(夜間転送) FAX. 0799-42-5610(夜間受付のみ)

淡路地域相談支援事業所一覧

あなたの“夢”やあなたらしく生きていくための支援をしてくれる相談事業所があります。
一人で悩まず下記の相談支援事業所に気軽に相談してみてください。
秘密は厳守します。まずはお電話下さい。

南あわじ市社会福祉協議会 相談支援事業所

月～金 8:30～17:15
(但し、国民の休日および8月13日～15日まで、12月29日～翌年1月3日までを除きます。)
〒656-0474
南あわじ市市345番地1
TEL. 0799-42-4966 FAX. 0799-42-5610

身体障害者生活支援センター フローラすもと

水・日休み 8:30～17:30
〒656-0111
洲本市鮎屋字久シ原636番地
TEL. 0799-22-5448 FAX. 0799-22-5446

五色精光園相談支援事業所

月～金 8:45～17:30
(12月29日～翌年1月3日サービス 提供時間/10:00～16:00、主たる対象者/知的障害者・障害児・身体障害者・精神障害者)
〒656-1331
洲本市五色町都志大日707
TEL. 0799-33-1192 FAX. 0799-33-1191

あわじ障害者相談支援事業所 きらら

月～金 8:30～17:30
(国民の祝日、8月13日～8月15日、12月29日～翌年1月3日まででは電話等により24時間常時連絡可能です。)
〒656-0452
南あわじ市神代浦壁198番地の1
TEL. 0799-43-2155 FAX. 0799-43-2156

淡路障害者生活支援センター

年中無休 9:00～17:15
〒656-0015
洲本市上加茂7番地
TEL. 0799-26-0525(FAX兼用)

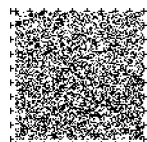
淡路聴覚障害者相談支援事業所

月～金 9:00～18:00
〒656-0025
洲本市本町3丁目1-10 清水マンション1F
TEL. 0799-26-1008(FAX兼用)

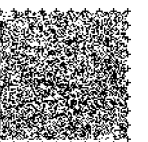
南あわじ市障害者虐待防止啓発冊子

平成24年10月1日に、障害者虐待防止法が施行されました。
虐待を行わないことはもちろんのこと、虐待を発見した場合、すべての人に通報が義務付けられるようになりました。
虐待防止への知識と理解を深めることにより、
障害のある方一人ひとりの人権を尊重し、
誰もが地域の中で自分らしく
自立した生活ができる社会をめざしましょう。

障害のある方を 虐待から守りましょう



発行：平成25年 3月
南あわじ市役所 健康福祉部 福祉課
〒656-0192 兵庫県南あわじ市広田広田1064番地
TEL. 0799-44-3002 FAX. 0799-44-3032
制作：(株)日本出版



障害者虐待防止法について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)は、障害のある方への虐待を防ぐことで、人権や尊厳を守るための法律です。

障害のある方の自立や社会参加を進めるためにも、虐待の防止はとても大切なことです。

すべての人に関係する法律です

家庭や施設、勤務先などで、障害のある方への虐待を発見した人は、区市町村の担当窓口などに速やかに通報することが義務付けられました。

早期に対応することで、虐待の防止に取り組みましょう。

通報者の秘密は守られ、通報者が施設従事者や職場の同僚らの場合は、解雇などの不利益な扱いを受けまいよう保護されます。

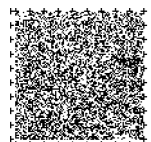
対象者

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む) その他の心身の機能の障害があり、障害および社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

※障害者基本法第2条第1号に規定する障害者

行為者

養護者	現に障害者を養護する家族、親族、同居人等
障害者福祉施設従事者等	障害者福祉施設、障害福祉サービス事業等の従事者
使用者	障害者を雇用する事業者、事業の経営担当者等



虐待の種類

1 身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投擲によって身体の動きを抑制する行為。

例えば...

- 殴る、蹴る、つねる
- やけどさせる
- 無理やり食べ物や飲み物を口に入れる
- 柱やベッドなどに縛り付ける
- 部屋に閉じ込める
- 不要な薬で動きを抑制する



2 性的虐待

わいせつな行為をすること、わいせつな行為をさせること。

例えば...

- 性的行為を強要する
- 性器への接触
- 裸にする
- キスする
- 本人の前でわいせつな言葉を発する
- わいせつな映像を見せる



3 心理的虐待

脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。

例えば...

- 「バカ」「あほ」など侮辱する言葉を浴びせる
- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 仲間に入れない
- 子ども扱いする
- 意図的に無視する



4 放棄・放任

食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話をしない、必要な福祉サービスや医療を受けさせないことなどにより、衰弱させてしまうこと。

例えば...

- 食事や水分を十分に与えない
- 入浴させない、排泄の介助をしない
- 不潔な住環境の中で生活させる
- 病気やけがをしても受診させない
- 必要な福祉サービスなどを受けさせない
- 同居人の虐待を放置する

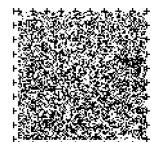


5 経済的虐待

本人の同意なしに(あるいはだますなどして) 財産や年金、賃金を使うこと。本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

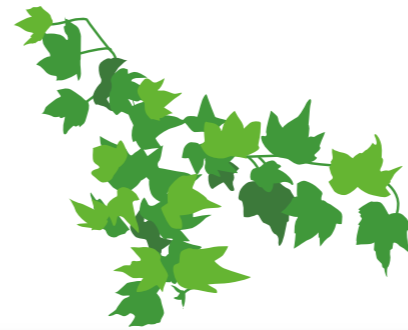
例えば...

- 年金や賃金を渡さない
- 本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する
- 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない



障害者虐待発見のためのポイント

虐待していても本人にはその自覚のない場合や、虐待されていても障害のある方が自らSOSを訴えないことがよくありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。複数の項目に当てはまる場合は、疑いがそれだけ濃いと判断できます。これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと即断することはできません。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。



身体的虐待のサイン

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮などに傷がある
- お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

性的虐待のサイン

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

心理的虐待のサイン

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- 身体を萎縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障害(過食、拒食)がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

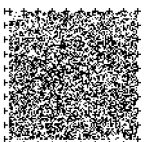
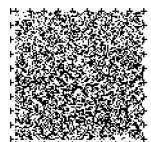
放棄・放任のサイン

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

経済的虐待のサイン

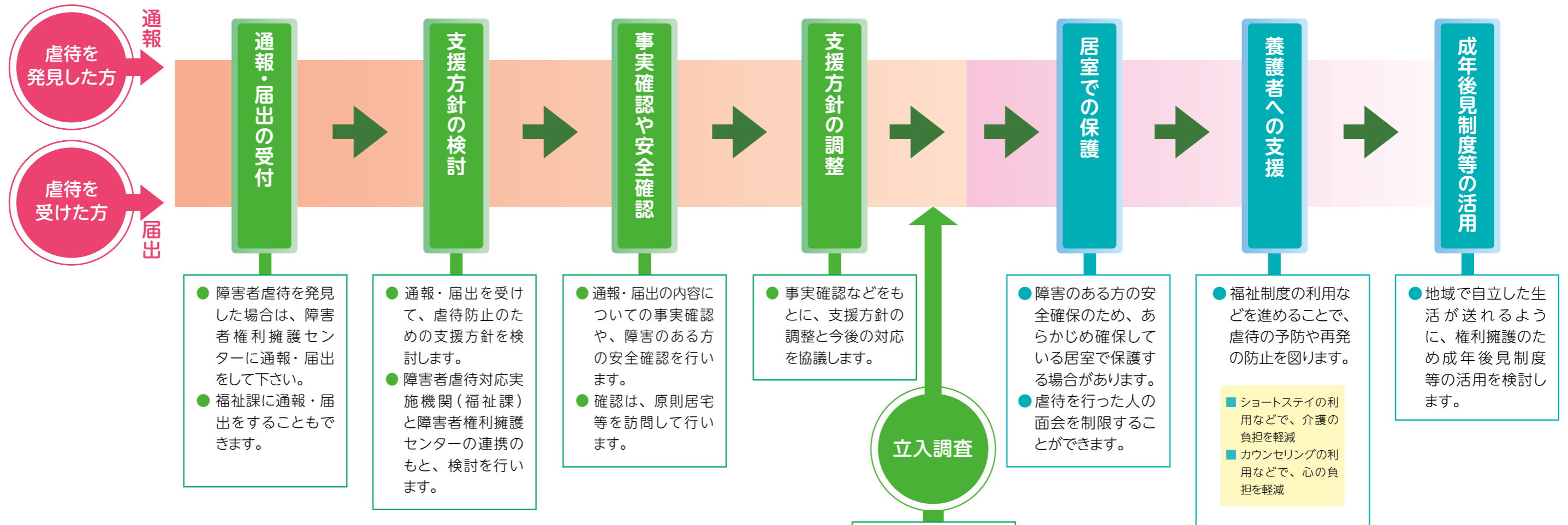
- 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

※「障害者虐待防止マニュアル」(NPO法人 PandA-J) を参考に作成



障害者虐待が発生した場合の対応

■ 養護者による障害者虐待の場合



障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の場合

- 通報・届出を受けた場合は、虐待を行った施設等の所在地の都道府県へ報告し、対応を協議します。
- 必要に応じて、虐待の事実確認や虐待を受けた方への支援を行います。

使用者による虐待の場合

- 通報・届出を受けた場合は、虐待を行った事業所の所在地の都道府県へ通知し、対応を協議します。
- 必要に応じて、虐待の事実確認や虐待を受けた方への支援を行います。

